

## 国分寺市新庁舎建設事業におけるクラウドファンディング実施要領

### (定義)

第1条 この要領中に用いられる以下の用語は、別段の定めがない限り、次の各号のとおり  
の意味とする。

- (1)「国分寺市新庁舎建設事業」(以下「本事業」という。)とは、令和7年1月に移転を  
予定している国分寺市新庁舎(以下「新庁舎」という。)の建設事業をいう。
- (2)「クラウドファンディング」とは、「クラウド(Crowd=不特定多数の大衆)」から「フ  
ァンディング(Funding=資金調達)」する資金調達の手法をいう。
- (3)「寄附金」とは、国分寺市寄附金取扱要綱(平成21年要綱第21号)(以下「要綱」と  
いう。)に基づき、国分寺市(以下「市」という。)に寄附されたものをいう。
- (4)「寄附者名」とは、寄附者の氏名又は団体名をいう。
- (5)「寄附者名等」とは、前号及び第6条第2項第1号に基づき記載される内容をいう。
- (6)「銘板」とは、新庁舎敷地内に設置する寄附者名等を記載したプレート等をいう。
- (7)「記名」とは、寄附に基づき銘板、市報及び市ホームページへ記載することをいう。

### (目的)

第2条 この要領は、クラウドファンディングによって市民等から寄せられた寄附金を活用  
して、有事の際の災害対策活動の司令塔としての機能を有し、職員の執務室や議場のほか、  
イベント開催等も可能な多目的スペースや都立武蔵国分寺公園等を一望できる展望スペ  
ース等、市民等も利用できる場を有する、誰もが利用しやすく、安心して快適な新庁舎を整  
備することを目的とする。

### (募集)

第3条 市は、市民等に対し、本事業の整備費用として1万円以上の寄附を募集するものと  
する。

- 2 募集期間は、令和6年5月1日(水)午前9時から同年7月31日(水)午後5時まで  
とする。

### (記名)

第4条 記名の対象については、市報及び市ホームページは、1万円以上の寄附をした寄附  
者、銘板は、3万円以上の寄附をした寄附者とし、原則として、次の各号のとおりとする。

- (1)寄附者は寄附者本人の氏名、寄附者の家族の氏名又は団体名を記名するよう求めるこ  
とができる。

(2) 寄附者名等の記名を求めない場合は、市において「匿名希望（全〇〇名）」等と記載するものとする。

(3) 記載の場所は、希望できないものとする。

2 記名することができる内容は次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 法令に違反するもの

(2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(3) 基本的人権を侵害するもの

(4) 政治活動又は宗教活動に関するもの

(5) 行政の中立性、公平性等が確保できないもの

(6) 個人、団体等の意見に関するもの

(7) 美観風致を害するおそれのあるもの

(8) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(9) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が適当でないもの

(10) その他市長が適当でないと認めるもの

(設置物)

第5条 銘板については、原則として次の各号のとおりとする。

(1) 銘板は、原則として新庁舎敷地内の市が指定する場所に設置するものとする。

(2) 銘板への記名のイメージは、別図のとおりとする。

(申込み等)

第6条 第2条の目的に賛同した寄附者は、本事業について、市に対し要綱の定めるところにより寄附をするため、国分寺市寄附金申込書（国分寺市新庁舎事業用）又はインターネット上の所定の様式により申し込むものとする。

2 寄附者は、募集期間中、複数回に分けて寄附をすることができるが、同一寄附者からの同一内容の記名については、重複して受け付けないものとする。

3 寄附者は、要綱第7条に定める記念品は求めることができないものとする。

(寄附台帳の作成)

第7条 市長は、寄附台帳を作成し、適正な管理を図るものとする。

(設置完了通知)

第8条 市長は、銘板を設置したときは、銘板設置完了通知により寄附者に通知するものとする。

(銘板の帰属等)

第9条 銘板に関する権利は市に帰属し、一般の利用に供する管理物品とし、その耐用年数を10年とする。

(銘板の補修、撤去、移設等)

第10条 補修を行う条件は、原則、耐用年数内で破損等があったときとする。

2 撤去を行う条件は、原則、耐用年数を超過し、著しい老朽化が見られたときとする。

3 移設を行う条件は、原則、自然災害等により、現在の位置に銘板が設置されていることが安全面等から望ましくないと考えられるときとする。

4 その他市長が必要と認めるときは、補修、撤去、移設等ができるものとする。

(委任)

第11条 この要領に規定するもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

別図（第4条関係）

国分寺市新庁舎建設事業への寄附者名及び寄附者が希望した者の氏名一覧

個人

10万円以上 国分寺 一郎 国分寺 二郎 … …

… … 匿名希望(全●人)

5万円以上 国分寺 三郎 国分寺 四郎 … …

… … 匿名希望(全●人)

3万円以上 国分寺 五郎 国分寺 六郎 … …

… … 匿名希望(全●人)

法人

10万円以上 国分寺一株式会社 一般社団法人国分寺二 … …

… … 匿名希望(全●社)

5万円以上 公益財団法人国分寺三 国分寺四株式会社 … …

… … 匿名希望(全●社)

3万円以上 公益財団法人国分寺五 国分寺六株式会社 … …

… … 匿名希望(全●社)

任意団体

10万円以上 こくぶんじ一自治会 国分寺二商店会 … …

… … 匿名希望(全●団体)

5万円以上 こくぶんじ三町会 こくぶんじ四同窓会 … …

… … 匿名希望(全●団体)

3万円以上 こくぶんじ五町会 こくぶんじ六同窓会 … …

… … 匿名希望(全●団体)